



中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会
Japan Council of Travel Agents For Chinese Visitors

中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会
身元保証書発行システム利用規約

第1条（本規約の目的）

- 本規約は、会員が、身元保証書発行システム（以下「本システム」といいます。）の利用にあたり、遵守すべき事項を定めるものである。

第2条（本システム利用端末の設置場所）

- 本システムの利用端末は、会員各社原則1台とし、当該利用端末の設置場所は日本国内の会員の営業所に限定する。会員は、当協議会へ書面にて届出をした営業所以外の場所で、身元保証書発行業務を行ってはならない。

第3条（本システムの利用料）

- 会員は、毎年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。）、本システムの使用料として、次の各号に定める金員を当協議会からの請求に従い、当協議会に対して支払う。

(1) システム基本使用料（固定費用）（消費税込）

15,000円（但し、会員の入会日が属する年度は30,000円とし、システム割増使用料の請求は行わない。）

なお、システム基本使用料は、会員が年度の途中で入会又は退会若しくは資格喪失した場合、及び、当該年度内に第4条に基づく利用停止処分を受けた場合であっても減免されず、また、会員は、支払済のシステム基本使用料の返還を求めることはできない。

(2) システム割増使用料（変動費用）（消費税込）

年度中の身元保証書の総発行枚数に応じ、次のとおりとする。

身元保証書発行枚数	システム割増使用料	請求時期
0枚～99枚	0円	
100枚～299枚	5,000円	100枚到達時
300枚～999枚	5,000円	300枚到達時
1,000枚～	1,000枚を超えた枚数に 対して1枚につき10円	1,000枚到達以降、 毎月末締め翌月請求



第4条 (禁止事項)

- 会員は、本システムを利用するにあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 当協議会が会員に交付した ID とパスワードを第三者に利用させ、または、を貸与、譲渡、名義変更、売買等を行う行為
 - (2) 第2条に基づき当協議会へ届出をした営業所以外の場所から、本システムを遠隔操作して身元保証書を発行する行為
 - (3) 発行審査を適切に行うことなく身元保証書を発行する行為
 - (4) 身元保証書を発行した旅行者に関し、行程管理、帰国確認を行わないこと。
 - (5) 身元保証書に虚偽の行程表や宿泊確認書を添付する行為
 - (6) 当協議会、会員その他第三者の知的財産権、プライバシー、個人情報その他の権利または利益を侵害する行為
 - (7) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為
 - (8) 本システムの運営を妨げる、またはそのおそれのある行為
 - (9) 本システム又は当協議会の信用を毀損する、またはそのおそれのある行為
 - (10) 法令及び省令・規則・行政指導等に違反する、またはそのおそれのある行為
 - (11) 虚偽もしくは不正確な情報を当協議会に通知し、または、本システム上に掲載もしくは登録する行為
 - (12) スпамメール、チェーンレター、ジャンクメール等を送信する行為
 - (13) 本システムのプログラムを複製、改変（他のシステムとの結合・連携を含む。）、改ざんまたは消去する行為
 - (14) 本システムのプログラムのデコンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他のソースコード、またはプロトコルの解析行為
 - (15) その他、当協議会が不相当と判断する行為。

第5条 (本システムの停止)

- 当協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対する事前の通知を要することなく、本システムの全部又は一部の利用を一時的又は継続的に停止することができる。当協議会は、これにより会員が被った一切の損害について賠償する責任を負わないものとする。
 - (1) システムの保守上、または工事上必要がある場合。
 - (2) 行政より停止要請がある場合。
 - (3) 幹事会で停止の議決をされた場合。
 - (4) 会員による本規約の違反が疑われる場合。



中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会
Japan Council of Travel Agents For Chinese Visitors

- (5) インターネット接続サービスの不具合等接続環境に障害が生じたこと、またはそのおそれが生じた場合。
- (6) 上記各号のほか、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピュータウイルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、サーバの設置場所における第三者によるサーバへの加害事故の発生、または政府当局による介入を含みますがこれに限りません。）により本システムの運営に支障が生じた場合、またはそのおそれが生じた場合。
- (7) その他当協議会が必要と判断する場合。

第6条（指定取り消しの申し出）

- 会員が本規約に違反し、当協議会の指導、是正勧告に従わない場合、幹事会の議決を得て、当協議会は国に対して中国国民訪日観光旅行を取り扱う日本側旅行会社としての指定の取り消しを申し出ることができる。（根拠：中連協規約第9条一四）
- 附則
- この規約は令和8年7月1日から適用する
- 令和7年6月27日 制定
- 令和8年6月26日 改定